

## 秋田県告示第378号

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年秋田県条例第61号）第9条第1項の規定により、水源森林地域を次のとおり指定する予定であるので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

なお、同条第4項の規定により、この公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

令和5年9月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 水源森林地域の指定の案

市 町 村	名 称	土 地 の 区 域	水 源 森 林 地 域 指 定 図
鹿角市	鹿角市水源森林地域	鹿角市86林班	鹿角市水源森林地域指定図に示すとおりとする。
大仙市	大仙市（西仙北地区） 水源森林地域	大仙市（西仙北地区）25林班	大仙市（西仙北地区）水源森林地域指定図に示すとおりとする。
仙北市	仙北市（西木地区） 水源森林地域	仙北市（西木地区）49林班、52林班	仙北市（西木地区）水源森林地域指定図に示すとおりとする。

（各水源森林地域の「指定図」は省略し、その図面及び関係書類を、秋田県農林水産部森林資源造成課、関係地域振興局農林部森づくり推進課、関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 2 水源森林地域に指定しようとする年月日

令和5年9月29日

### 3 水源森林地域の指定の案の縦覧の場所及び時間

#### (1) 場所

- ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県農林水産部森林資源造成課
- イ 鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局農林部森づくり推進課
- ウ 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局農林部森づくり推進課
- エ 鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市産業部農地林務課
- オ 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市農林部農林整備課
- カ 仙北市角館町中菅沢81番地8 仙北市農林商工部農林整備課

#### (2) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和5年9月5日から同月19日までの午前9時から午後5時まで

### 4 意見書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出先

指定しようとする水源森林地域を管轄する地域振興局農林部森づくり推進課

#### (2) 提出期限

縦覧期間満了の日まで

#### (3) 注意事項

意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式により行うこと。

- ア 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、及び代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見書の提出の対象である水源森林地域内の土地と意見書を提出しようとする者との関係
- ウ 意見書の提出の対象である水源森林地域の名称
- エ 水源森林地域の指定の案についての意見